

おうみ自治体クラウド・グループウェア更新業務
プロポーザル実施要項

1. 実施概要-----

1. 1 業務名

おうみ自治体クラウド・グループウェア更新業務

1. 2 目的

おうみ自治体クラウド協議会（以降、「協議会」という。）では、構成する各市で利用するグループウェアシステムを共同調達し利用しているところであるが、更新時期を迎え、次期システムの調達を行うところである。

今回の更新（調達）では、さらなる利便性の向上及び操作性に優れた使いやすいグループウェアシステムを導入することにより、職員の情報の共有化、事務業務の効率化・迅速化に貢献し、自治体 DX の推進に寄与することを目的としている。

1. 3 業務概要

(1) 内容

グループウェアシステムの更新業務

※ 詳細は、調達仕様書に記載する。

※ 現行5市が利用しているシステムは、

(株) 両備システムズの「公開羅針盤+C」である。

※ 米原市が利用しているシステムは、

(株) 石川コンピュータ・センターの「COUS」である。

(2) システム機能

① 利用している（利用を想定している）機能

ポータル、メール、スケジュール、職員名簿、アドレス帳、設備・備品予約、掲示板、回覧板、共有文書管理、アンケート、三役の在庁表示、行事予定、仕事管理（To Do）、電子会議室、簡易電子申請（ワークフロー）、チャット

② その他

市役所での行政業務の遂行に有用と思う機能があれば提案すること。

(3) 共同利用する市

現行5市 : 守山市、草津市、栗東市、湖南市、野洲市

追加1市 : 米原市（令和4年7月1日から利用開始）

1. 4 履行期間

(1) 稼働に向けた業務

契約締結日 ~ 令和3年9月30日（木）まで

但し、米原市は

契約締結日 ~ 令和4年6月30日（木）まで

(2) テスト（試行）稼働開始

令和3年9月1（水） ～

但し、米原市は 令和4年6月1日（水） ～

(3) 運用・保守期間（長期継続契約）

令和3年10月1（金） ～ 令和8年9月30日（木）まで

但し、米原市は

令和4年7月1日（金） ～ 令和8年9月30日（木）まで

1. 5 業務場所

グループウェアシステムを共同利用する各市役所、データセンター及びリモート保守を行う貴事業所

1. 6 提案上限額

保守料含むハードウェア費用（システム基盤の提案によっては発生）、システム開発費用、ライセンス費用、運用・保守費用（リモート保守にかかる回線費用を含む）等、グループウェア更新業務に係る提案上限額は、下記のとおり。

尚、上限額に含まれる詳細は、「7. 見積書の作成」を参照すること。

1アカウント当たりの月額 281円（税抜）

1. 7 利用見込数量

各市における利用見込数は、以下のとおりとする。なお、利用期間中においては、各市当初契約アカウント数の5%の数量まで増加できることとし、その場合の変更契約（利用料の増額）は不要とする。また、5%を超えてアカウントの増加が必要となった場合は、提案価格と同額で増加させ対応すること。

	共同利用市	アカウント数	利用期間	月数
1	草津市	1,400	令和3年10月1日～令和8年9月30日	60
2	守山市	750	令和3年10月1日～令和8年9月30日	60
3	栗東市	700	令和3年10月1日～令和8年9月30日	60
4	野洲市	560	令和3年10月1日～令和8年9月30日	60
5	湖南市	600	令和3年10月1日～令和8年9月30日	60
6	米原市	700	令和4年7月1日～令和8年9月30日	51

※1. 4 履行期間（2）に定めるテスト（試行）期間にかかる費用は、請求できないものとする。

2. 実施方式-----

公募型プロポーザル方式

3. 参加について-----

3. 1 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者に必要な資格は、以下によるものとする。

なお、資格条件の審査基準日は本手続開始を公告した日の前日とし、審査基準日以降、契約締結までに参加資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

(1) 令和3年度守山市役務委託等業務業者登録簿に登録があり、108「電算処理関係」を第1希望とし、「①システム開発」を取扱内容としている者。

(2) 実績

グループウェアシステムの導入または更新実績があること。

(3) 地域要件

県内に本店または支店を有すること。

(4) その他

以下の項目に該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体

(ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団関係者 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

a 事故、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

b 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

c 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

d 暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

3. 2 申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

下記提出書類を、持参または郵送等により提出すること。

(2) 受付場所

守山市総合政策部情報政策課

(3) 受付期間

令和3年3月26日（金） ～ 令和3年4月6日（火）

3. 3 プロポーザル方式等の実施概要

(1) 提案時期

企画提案書の提出期限は、令和3年4月21日（水）とする。

(2) 実施要項の入手方法および場所

令和3年3月26日（金）から、守山市総合政策部情報政策課にて配付する。
また、市ホームページにも掲載する。

3. 4 プロポーザル参加の提出書類

(1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）

(2) 業務実績（自治体へのシステム導入実績）のわかる書類（様式2）

4. 実施スケジュール-----

項目	日程	備考
公告	令和3年3月26日（金）	募集要項、調達仕様書
参加申込書受付期限	令和3年4月6日（火）	
参加資格審査結果の通知	令和3年4月7日（水）	
企画提案書提出依頼の通知	令和3年4月7日（水）	
プレゼンテーション日程通知	令和3年4月7日（水）	
質問受付期限	令和3年4月9日（金）	ただし参加資格を得た者に限る
質問回答期限	令和3年4月14日（水）	
企画提案書提出期限	令和3年4月21日（水）	
プレゼンテーション（審査）	令和3年4月23日（金）	
審査結果通知	プレゼンテーション（審査）後至急	
審査結果の公表	プレゼンテーション（審査）後至急	
契約締結	プレゼンテーション（審査）後至急	

5. 質問受付-----

本プロポーザルに関する質問は、【様式3 質問書】により受付、電子メールにて提出すること。個別にメールで回答する。受付は、下記問い合わせ先とする。

6. 企画提案書の作成-----

参加資格審査の結果、参加を認められた事業者は、「調達仕様書」に定める仕様に基づき、企画提案書（自由書式）を作成し期限までに提出すること。

ア 企画提案書表紙の表題として、「おうみ自治体クラウド協議会グループウェア更

新業務」の文字、及び提案者名（会社名）を記入すること。

イ 企画提案書には、情報の共有、事務業務の効率化・迅速化に貢献できる提案とし、少なくとも下記項目は盛り込むこと。

項目	内容
1. 会社概況	
1.1 会社概要	・会社概要（会社名、所在地、設立日、資本金、直近3年の売上高、従業員数、事業内容、事業拠点、加盟団体、登録資格（ISMS、プライバシーマーク、ISO27001 など）、IT 技術者資格・人数など
1.2 事業者の導入実績	・提案パッケージシステムを事業者が導入した自治体（県、市町村）の実績（年度）
2. 提案の基本方針	
2.1 基本的な考え方	・職員の業務負担を軽減する観点 ・情報の共有化、事務業務の効率化・迅速化の観点
3. システムの特徴	
3.1 パッケージシステムから見た導入実績	・パッケージシステムについて、全国の自治体（国、県、市町村）への導入実績（上記 1.2 事業者導入分除く）
3.2 システムの特徴	・パッケージシステムのコンセプト、特徴、概要 ・導入効果
4. システム機能	
4.1 システムの全体構成	・全体的な機能構成と機能 ・事務業務に有用と思われる機能
4.2 利用している（利用を想定している）機能	・ポータル、メール、スケジュール、掲示板、共有文書管理、設備・備品予約、簡易電子申請（ワークフロー）、チャットなど
4.3 その他有用な機能	・市役所での行政業務の効率化・軽減に有用と思われる機能
5. 非機能	
5.1 拡張性	・システム、OS、DBMS のバージョンアップ（頻度明記）、機能強化／改善、新しいブラウザへの対応など（契約期間中の有償対応は認めない） ・他に拡張性から見た提案
5.2 性能	・利用者数、データ量を踏まえたシステムのレスポンス性能
5.3 システムの基盤環境	・コスト及び安定稼働を考慮した最適な基盤 下記のいずれかを示すこと。 - クラウド型サービス（LGWAN-ASP）

	<ul style="list-style-type: none"> - ホスティング (協議会使用しているデータセンターの仮想基盤利用) -ハウジング (協議会使用しているデータセンターにハードウェア設置) ・ネットワーク構成図 (LGWAN、協議会のデータセンター、各市庁舎)関連図、既存/新設
5.4 信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェア障害に強い機器構成 ・委託費用に含んだサーバー保守(頻度) ・ハードウェア障害の監視(各市への連絡含む) ・ハードウェア障害時の対応(各市への連絡含む)
5.5 可用性	<ul style="list-style-type: none"> ・安定稼働への対応 システムの稼働可能な時間、データのバックアップなど ・システム障害の監視(各市への連絡含む) ・システム障害時の対応(各市への連絡含む) システム及びデータ復旧方法と復旧時間など
5.6 安全性 (セキュリティ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバーやシステムへのセキュリティ対策、ウィルス対策(ソフト) ・OS、DBMS、パッケージシステムのバージョン情報、セキュリティ情報の収集、アップデート、セキュリティパッチの適用と頻度 ・サーバーのデータ保護 システム管理者に限定、他市データのアクセス不可
5.7 運用・保守性	<ul style="list-style-type: none"> ・範囲 ・内容 障害監視、稼働監視、データのバックアップ、障害復旧など ・システム稼働時間 ・体制と対応(連絡含む) 平日、休日・時間外 ・OS、DBMS、システムのバージョンアップ、パッチ適用と頻度 ・ヘルプデスク体制と対応時間 ・全庁的な組織変更や人事異動におけるマスター/デ

	ータのセットアップ等、人的・技術的な支援及び作業委託（有償対応）の可否（金額提示）
5.8 移行性（データ移行）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存システムからのデータ移行範囲 ・各市のデータ移行範囲が異なる場合の考え方 ・事業者が移行するデータと移行方法 ・職員各自が移行（する方が良い） データと移行方法、移行マニュアル作成、データ移行の研修 ・移行スケジュール ・体制と役割分担（事業者と各市）
5-9. 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・研修体制、スケジュール、回数、時間、場所、開催方法、市の役割 ・研修内容（マニュアル作成含む）と時間
6. システム構築	
6.1 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・開発と導入スケジュール 作業工程（※）、工程の期間、役割分担（事業者と各市）など ※ 要件定義、システム設計、システム開発、テスト、各市への研修、並行稼働など
6.2 プロジェクト体制	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト体制（責任者、プロジェクトマネジャー、サブ業務、品質管理）、要員の役割、協議会との役割分担 ・プロジェクトマネジャー、担当者の業務経歴、実績
6.3 プロジェクト管理	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト管理・進捗管理・品質管理による手戻り、遅延の防止、遅延対策、協議会との連携（定例報告会など）
7. 運用継続性	
7.1 システム継続	<ul style="list-style-type: none"> ・システムのレベル（バージョン）アップに対する考え方 ・過去（5年間）のシステムレベル（バージョン）アップ機能と頻度
8. 追加提案	
8.1 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革、事務業務の効率化・迅速化、情報の共有化を推進できる有用な提案

7. 見積書（見積費用）の作成-----

(1) 1アカウント当たりの月額利用料（税抜）を【様式4 見積書】に記入すること。

見積には下記費用を含むものとし、利用市の利用期間の総費用、総利用月数、アカウント数から算出するものとする。

(2) 見積費用に含まれる項目

- ・ パッケージソフトの利用料（ライセンス料、オプション機能を導入する場合は、その利用料も含む）
- ・ パッケージソフトの保守料（発生する場合）
- ・ ハードウェア費用（保守料含む）及びパッケージソフト利用に必要な基盤ソフトウェア費用
- ・ サーバーに搭載するセキュリティ対策ソフト（ライセンス料含む）
- ・ データセンター利用に係る費用
- ・ システム開発やシステム設定に係る費用
- ・ システム導入に係る費用
- ・ データ移行費用
- ・ 導入支援（研修マニュアル作成と研修など）に係る費用
- ・ 運用・保守に係る費用
- ・ ネットワークの新設（ネットワーク機器含む）、回線利用に係る費用
- ・ 本契約終了時における別システムへの移行に伴うデータ抽出費用
- ・ その他サービスの提供にかかる一切の費用

8. グループウェア機能要件への回答-----

添付【様式5 グループウェア機能要件（兼）回答書】の対応可否（○、□、×）、代替策の欄に回答し、提出すること。

9. 提出-----

(1) 書類

- ①企画提案書（自由書式）
- ②見積書（様式4）
- ③グループウェア機能要件（兼）回答書（様式5）
- ④その他参考となる資料（パンフレットなど）

(2) 部数 カラー印刷した正本1部、副本20部、PDF等のデータを収録したCD-R7枚

- ・ 企画提案書のファイル形式は、Adobe社のPDFとMicrosoft社のPPTとし、それ以外の書類は、提供したMicrosoft社のExcel(マクロ不可)、Wordとする。
- ・ パンフレット類等の紙媒体がある場合は、電子データ形式で提供が可能であれば、電子データによる提供も併せて行うこと。
- ・ 電子データとして提出するファイルは、必ずウイルスチェックを行い、提出時にウイルス感染のないことを確認すること。

(3) 期限 上記実施スケジュールのとおり。

(4) 方法 持参または郵送とする。持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時とする。郵送の場合は、期限日午後5時必着とする。

(5) 提出先 下記提出先とする。

10. 審査・選定-----

(1) 参加資格の審査

参加資格確認書類に基づき精査し、参加基準を満たした事業者に対し、事務局から企画提案書の提出をメールにて依頼する。

(2) 企画提案書等の書類審査

審査対象者に対し、グループウェア機能要件（兼）回答書及びその他提出書類に基づき確認し、評価表の審査項目毎に評価点を算出する。

(3) プレゼンテーション（デモ含む）、質疑等の審査

企画提案書に基づき、プレゼンテーション、質疑を実施する。

① 実施方法

ア 審査の順番は、原則、企画提案書を受付けた順番とする。

イ 事業者の持ち時間は、準備10分以内、プレゼンテーション（デモンストレーションを含む）40分程度、質疑応答10分程度の合計60分以内とする。

企画提案書に基づき、簡潔明瞭な説明を行うこと。尚、追加資料は一切認めない。特に下記について操作デモ説明すること。

- ・全体的な構成と操作
- ・システム機能
- 1. 3（2）に記載。

簡易電子申請（ワークフロー）は、申請（ひな型、申請様式の作成など）、承認（ルート設定など）、管理を含む。

ウ プレゼンテーションで使用するパソコン等は、事業者で用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意する。

② 審査

ア 実施日 令和3年4月23日（金）

イ 場所 守山市役所

※ 詳細は、審査対象事業者に個別に連絡する。

③ 審査項目

審査項目は、下記表1 審査項目表のとおり

表1 審査項目表

	審査項目
1	会社概要・導入実績
2	企画提案書の基本方針
3	システムの特徴
4	システム機能
5	非機能

6	システム構築
7	運用継続性
8	追加提案
9	プレゼンテーション
10	価格（見積額）

④ 審査員

審査員は、当該システムを利用する6市（守山市、草津市、栗東市、湖南市、野洲市、米原市）の情報政策部門の長とする。

1 1. サービス提供候補事業者の選定-----

1 1. 1 選定

- (1) 事業者の評価点が最高得点者をサービス提供候補事業者とする。
- (2) 最高得点が同一となる事業者が2者以上ある時は、見積額が低い事業者を候補者として選定する。
- (3) 最高得点及び見積額が同一となる事業者が2者以上ある時は、システム機能点が高い事業者を候補者として選定する。
- (4) 上位の事業者が辞退あるいは失格となった場合は、評価点が高い事業者から順にサービス提供候補事業者とする。

1 1. 2 審査結果

参加者全てに電子メールにて通知する。また、市ホームページにも掲載する。

1 2. 契約に関する事項-----

サービス提供候補事業者と協議会がサービス利用に係る条件を確定させた上で契約を締結する。

1 3. 留意事項-----

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要項等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ 審査日に正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積額が提案上限額を超える場合
- キ 実施要項等に違反すると認められる場合

(2) 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
ただし、協議会が契約相手先候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう）することができるものとする。

(3) 提出書類の取扱い

- ア 提出された全ての書類は、返却しない。
- イ 協議会から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。

1 4. 問い合わせ先・提出先-----

所在地 〒524-8585 滋賀県守山市吉身2丁目5-22
担当 おうみ自治体クラウド協議会事務局
守山市 総合政策部 情報政策課
電話番号 077-582-1124
メールアドレス cloud@city.moriyama.lg.jp